

流れの 手続

申立て

●
補助／保佐／後見
の開始の申立て



[申立て時に提出していただくもの]

- ・申立書
- ・診断書
- ・申立手数料（1件につき800円分の収入印紙）
- ・登記手数料（2,600円分の収入印紙）
- ・郵便切手
- ・本人の戸籍謄本

●
任意後見監督人選任の申立て

詳しくは、家庭裁判所に用意されている一覧表などでご確認ください。

- ・判断能力が十分ではない方がたとえば…
- ・家を売りたいとき
- ・福祉サービスを受けたいとき
- ・遺産分割をしたいとき
- ・1人でするには不安がある。
1人ではできない。



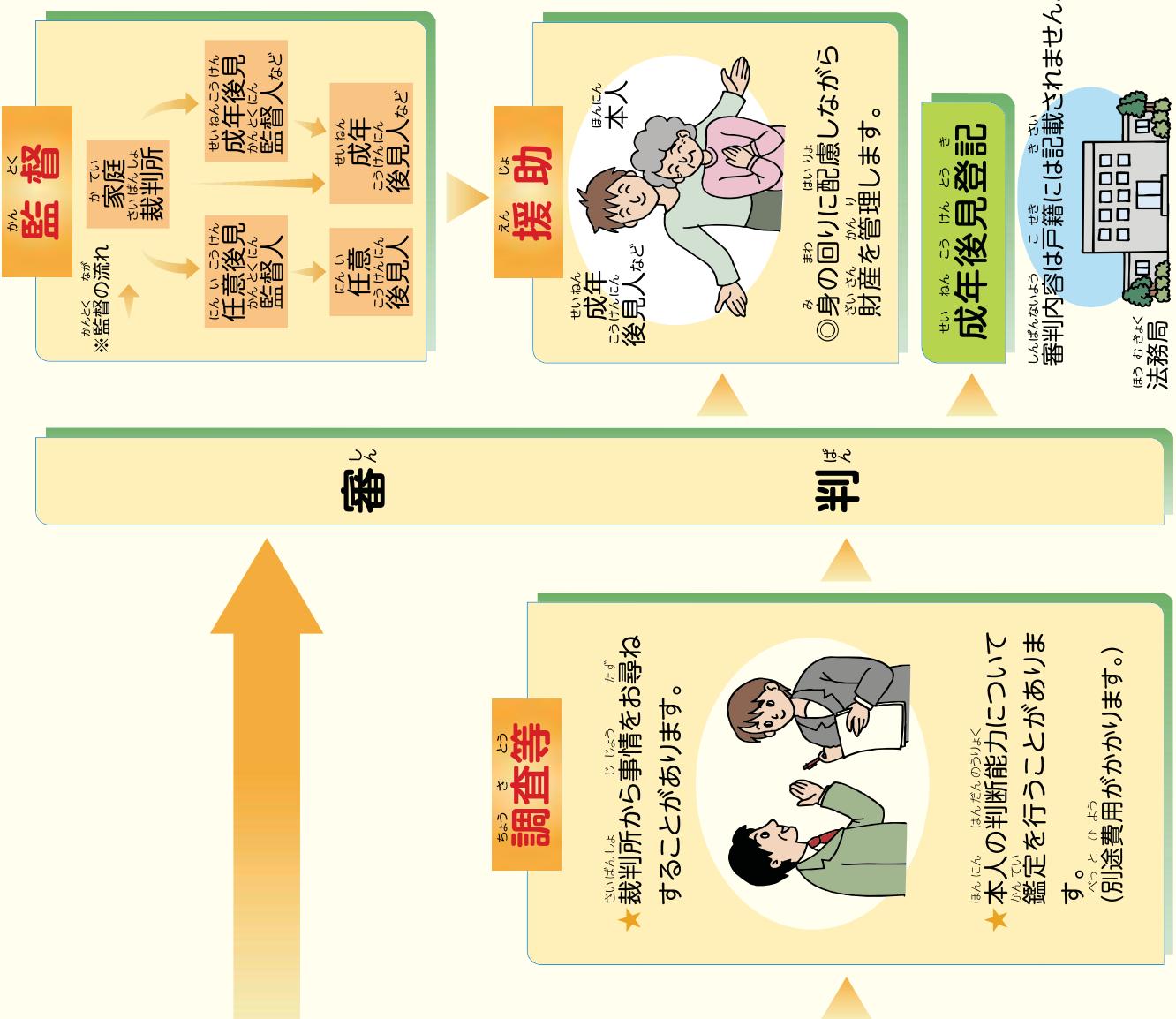
判断能力が不十分になつたとき

任意後見契約

公正証書に
おこな
よつて行います。

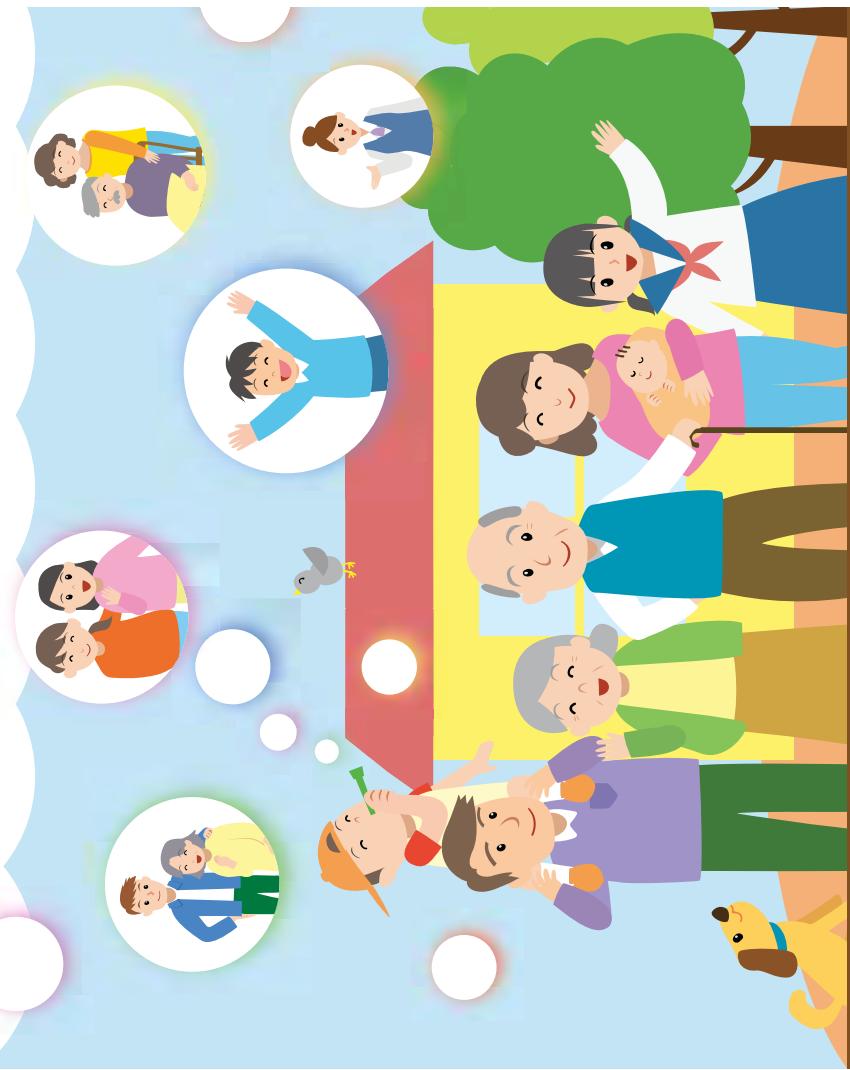


* 申立て後は、裁判所の許可を得なければなりません。



成年後見制度

— 利用をお考えのあなたへ —

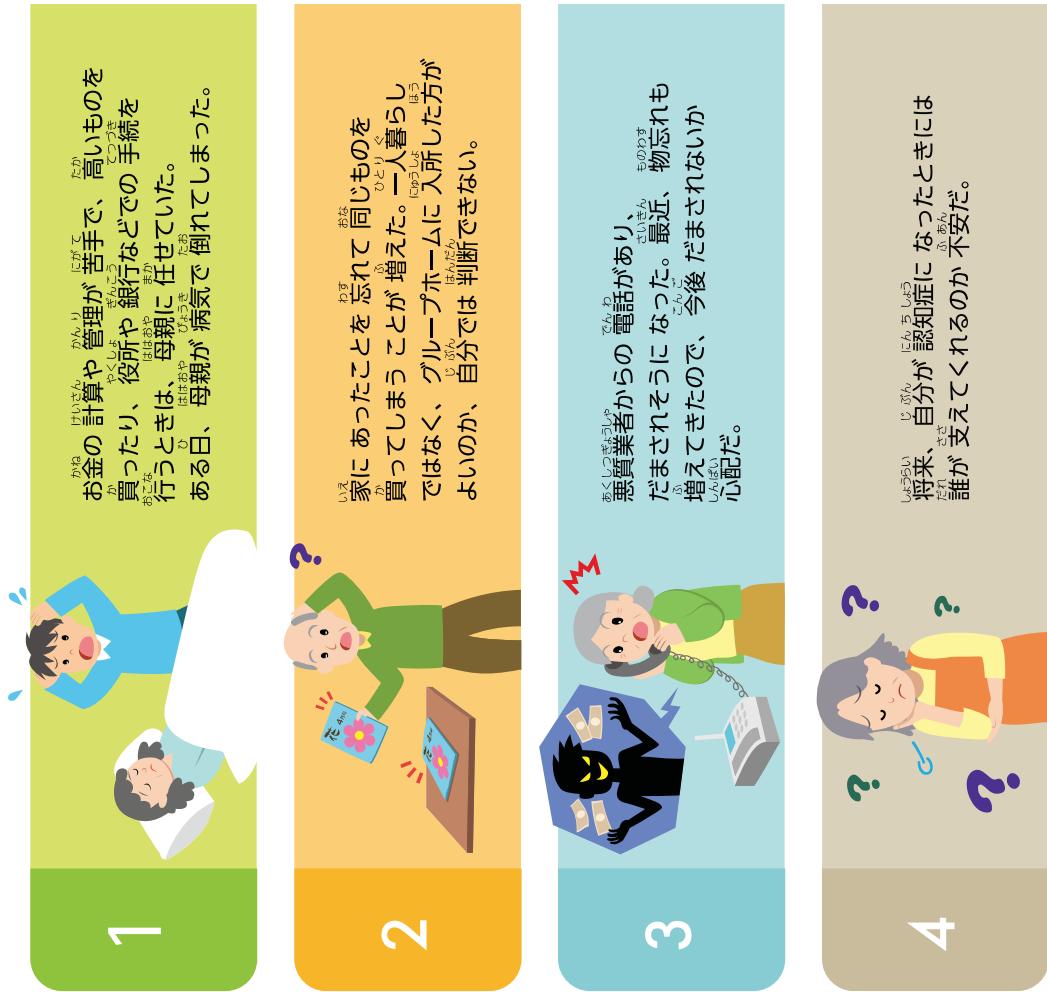


もくじ

- 1 成年後見制度の利用 ······ P1
- 2 成年後見人等の仕事について ······ P3
- 3 成年後見制度について ······ P5
- 4 手続の流れ ······ P7
- 5 申立てについて ······ P9
- 6 成年後見人等の選任 ······ P10
- 7 適切な後見等事務を行っていただくために····· P11
- 8 後見等事務及び報告 ······ P13
- 9 後見等の終了 ······ P14

成年後見制度の利用

— 成年後見制度を使う前は —



成年後見制度の利用

1

1

せいねんこうけんせいどりよう

せいねんこうけんせいどつかまえ

お金の計算や管理が苦手で、高いものを
買ったり、役所や銀行などでの手続を
行なうときは、母親に任せていた。
ある日、母親が病気で倒れてしまった。

家にあつたことを忘れて同じものを
買ってしまうことが増えた。一人暮らし
ではなく、グループホームに入所した方が
よいのか、自分では判断できない。

悪質業者からの電話があり、
だまされそうになつた。最近、物忘れも
増えてきたので、今後だまされないか
心配だ。

将来、自分が認知症になつたときには
誰が支えてくれるのか不安だ。

家庭裁判所

これからも安心して暮らしていくために
—成年後見制度の利用を考えてみましょう—

2 成年後見人等の仕事について

—成年後見制度を使うと—

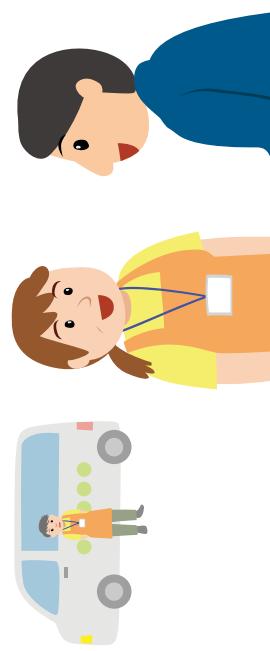
1 成年後見人等として何をするか、 計画を立てます。

まず、ご本人がどのような生活をしているか、どのくらい財産を持つていて、ご本人に合った生活のしかたやお金をどう使っていくかなどを考えます。



2 ご本人の希望などを聞いて、必要な手続を行います。

ご本人の思いや生活のよさを考慮して、必要な福祉サービスを運営したり、年金を受け取るために必要な手続を行ったりします。



3

成年後見人の仕事について

成年後見制度の利用



成年後見人等が私の代わりに、銀行で手続きしてくれた。これからの生活は成年後見人等がサポートしてくれるので安心だ。



成年後見人等が相談にのってくれた。そしてサポートを受けながら、今までどおり自分の家で生活を続けることになった。



たとえ、だまされて契約してしまっても、成年後見人等がその契約を取り消してくれる。



息子が成年後見人になってくれた。息子が私をサポートしてくれることになったので心強い。

※ 成年後見人等とは、補助人、保佐人、成年後見人のことをいいます。
▶ 詳しくは「成年後見制度について」(5・6ページ)をお読み下さい。

3 成年後見制度について

成年後見制度とは？



認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「ご本人」といいます。）について、ご本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度にはどのような種類がありますか？



A ①任意後見制度と法定後見制度があります。

- 判断能力が不十分になる前に ▶ ①『任意後見制度』へ
- 判断能力が不十分になつてから ▶ ②『法定後見制度』へ

① 任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。
任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされていますので、その手続や費用については、最寄りの公証役場におたずねください。
ご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続を申し立てることは、ご本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。

任意後見契約締結



成年後見制度について

成年後見人等の仕事について

3 お金のトラブルからご本人を守ります。

ご本人が、悪質業者にだまされ、必要なものを買わされるなどのトラブルに巻き込まれた場合にはその契約を取り消すことができます。



4 ご本人の生活のようすを家庭裁判所に報告します。

ご本人の健康状態や暮らしぶり、お金や土地などのくらいあるかについて家庭裁判所に報告します。



4 手続の流れ

2 法定後見制度

ご本人の判断能力が不十分になった後、「家庭裁判所」による「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。ご本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が選ばれる制度です。

法定後見制度の3種類

対象となる方	補助	保佐	後見
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為(※1)	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
成年後見人等が代理することができる行為(※3)	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※1 成年後見人等が取り消すことは、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。

※2 民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部に限ります。

※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

※ 補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。

- 成年後見人等は、選任後速やかに、ご本人の財産や生活の状況を確認して、財産目録及び取扱い方針表を作成し、家庭裁判所に提出します。
- 成年後見人等には、原則として少なくとも年に1回、ご本人の生活や財産の状況などの報告を求めています。

市区町村・民間団体等



市区町村に設置されている地域包括支援センターや中核機関、社会福祉協議会、成年後見制度に関する専門職の団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会など）等に、成年後見制度を利用するための手続、必要な書類、成年後見人等になつてくれる方の確保などについて、あらかじめ相談することができます。



成年後見制度について





5 申立てについて

申立てについて

Q1 申立てはどこ裁の裁判所でもできますか？

Q2 誰も申立てができますか？

Q3 申立てにはどのような書類が必要ですか？また、費用はかかりますか？

Q4 鑑定が必要な場合があると聞きましたが、どのような場合ですか？

Q5 申立てを取り下げるることはできますか？

▶ 詳しくは9ページへ

Q 成年後見人等の選任

Q1 成年後見人等にはどのような人が選ばれますか？

Q2 成年後見人等は、選任されたらまざどのようにことをするですか？

▶ 詳しくは10ページへ

Q 適切な後見等事務を行つていただくために

Q1 成年後見人等による適切な後見等事務をサポートするための方策はどのようなものがありますか？

Q2 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の仕組みや手続の流れはどのようにものですか？

▶ 詳しくは11ページへ

Q 後見等事務及び報告

Q1 成年後見人等に選任された後、どのようなことに注意する必要がありますか？

Q2 後見等事務の報告はどれくらいの頻度で行うのですか？

Q3 成年後見人等に報酬は支払われますか？

Q4 住所を変更した場合はどうすればよいですか？

▶ 詳しくは13ページへ

Q 後見等の終了

Q1 成年後見人等の仕事はいつまで続きますか？

Q2 成年後見人等の仕事が終した後はどのようなことをするのですか？

▶ 詳しくは14ページへ



Q1 申立てはどこ裁の裁判所でもできますか？

申立ては、ご本人の住所地を管轄する家庭裁判所にしてください。
管轄の家庭裁判所がわからない場合は最寄りの家庭裁判所におたずねください。

Q2 誰でも申立てができますか？

申立てをすることができる方は、ご本人、配偶者、四親等内の親族などです。その他に市区町村長が申し立てることもあります。

* ご本人から見て次のたちが、四親等内の主な親族に当たります。
・親、祖父母、子、孫、ひ孫
・兄弟姉妹、甥、姪
・おじ、おば、いとこ
・配偶者の親、子、兄弟姉妹

Q3 申立てにはどのような書類が必要ですか？また、費用はかかりますか？

申立てに必要な書類や費用のうち、主なものは次のとおりです。

- 申立書
- 診断書（成年後見用）
※ 申立書及び診断書（成年後見用）の用紙は家庭裁判所や裁判所ウェブサイト（裏表紙をご覗ください。）から入手できます。
- 申立手数料（1件につき800円分の収入印紙）
※ 損助手帳において、代理権や同意権を付与する誓約を同時に申し立てる場合は、これらの申立てそれぞれにつき取扱印紙800円分が必要になります。
- 登記嘱託手数料（2,600円分の収入印紙）
- 郵便切手
- ご本人の戸籍謄本
- 鑑定料（鑑定を行う場合）など
詳しくは、家庭裁判所に用意されている一覧表などでご確認ください。

Q4 鑑定が必要な場合があると聞きましたが、どのような場合ですか？

ご本人の判断能力の程度を慎重に判断するため、医師による鑑定を行ふことがあります。
この場合は、鑑定料が必要になります。鑑定料は個々の事案によって異なります。
※ 鑑定料を含め申立てに必要な手数料は、原則として申立人に納めていただくことになります。
なお、経済的に余裕がない方については、市區町村による助成を利用できる場合があります。詳しくは市區町村の窓口におたずねください。

Q5 申立てを取り下げることはできますか？

申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることはできません。例えば、申立人が候補者として推薦する方が成年後見人等に選任されそうにないという理由では、原則として申立ての取下げは認められません。

6 成年後見人等の選任

家庭裁判所

成年後見人等にはどのような人が選ばれますか？

Q1

家庭裁判所では、後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人等を選任します。
成年後見人等の選任に当たっては、家庭裁判所が、ご本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。

申立ての際に、ご本人に法律上又は生活面での課題がある、ご本人の財産管理が複雑困難であるなどの事情が判明している場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士など、成年後見人等の職務や責任についての専門的な知識を持つている専門職を成年後見人に選任することができます。

なお、誰を成年後見人等に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立てをすることできます。

成年後見人等は、選任されたらまずどのようなことをするのですか？

Q2

成年後見人等は、選任後速やかに、面談などを通じてご本人の生活の状況や今後の生活上の希望等を確認します。また、銀行等へ必要な届出を行い、後見等事務の方針を立てた後、財産目録及び収支予定表を作成し、家庭裁判所に提出します。

* 銀行等へ必要な届出を行った際に、登記事項証明書の提出を求められることがあります。登記事項証明書には後見人の開設の審判の内容が記載されており、法務局で取得することができます。

* 財産目録とは、ご本人の預貯金や不動産などの財産がどれくらいあるのかを記載した書面です。

* 収支予定表とは、ご本人の収入と支出の予定について、生活状況を踏まえて記載した書面です。

7 適切な後見等事務を行つていただくために

成年後見人等による適切な後見等事務をサポートするための方策はどのようなものがありますか？

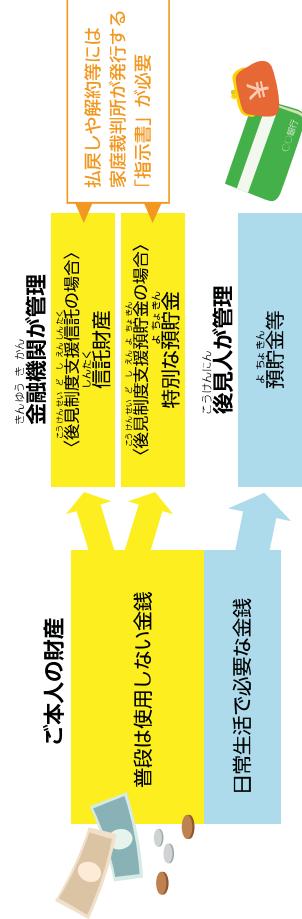
Q1

● 後見監督人等の選任
予定されている後見事務が複雑困難である場合には、家庭裁判所は、成年後見人等の事務をサポートするため、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職を後見監督人等に選任することがあります。

● 後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金の利用
成年後見人に適切に財産を管理していただくための一つの選択肢として、後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金の利用を検討する場合があります。これらの仕組みは、ご本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要な十分な金銭を預貯金等として成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を預貯金又は特別な預貯金として金融機関が管理するものです。

この仕組みを利用することによって、成年後見人は日常的に必要な金銭を管理することになり、財産管理の負担が軽減されるというメリットがあります。

後見制度支援信託・後見制度支援預貯金の仕組み（イメージ図）



※ ご本人のために急に多額の金銭が必要となることもありますので、家庭裁判所では、指示書を迅速に発行するよう配慮しています。



8 後見等事務及び報告

後見制度支援信託及び後見預貯金の仕組みや手続の流れはどのようなものですか？

Q1

成年後見人等に選任された後、どのように注意する必要がありますか？

成年後見人等は、ご本人の意向を尊重し、安定した生活を送ることができます。また、財産を適切に管理する義務を負っていますので、成年後見人等がご本人の財産を不適切に管理した場合には、成年後見人等を解任されるほか、損害賠償請求を受けるなど民事責任を問われたり、業務上横領などの罪で刑事责任を問われたりすることもあります。

● 後見制度支援信託等の利用の適否についての検討

成年後見人は、ご本人の生活状況や財産状況を踏まえて検討し、後見制度支援信託等の利用に適しているか否かについて、家庭裁判所に報告します。

● 信託契約・預貯金契約の締結

家庭裁判所は、後見制度支援信託等の利用に適していると判断した場合は、成年後見契約や預貯金契約を締結するための指示書を成年後見人に交付します。成年後見人は金融機関に指示書を提出し、契約を締結します。

● 金融機関からの払戻し・追加信託又は追加預入れ

契約の締結後、金融機関からの払戻しや追加して信託や預入れを行う必要が生じる場合があります。

いずれの手続にも家庭裁判所が発行する指示書が必要です。

※ 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金は、保険、補助及び任意後見では利用できません。
検討している金融機関におたずねください。

※ 後見制度支援信託等を利用する際に、専門職が後見人又は後見監督人として関与した場合には家庭裁判所の定める範囲が必要となる場合があります（別途、金融機関の管理範囲が生じる場合もあります。）。
なお、信託契約の締結後、専門職が関与する必要性がなければ、専門職は解任します。

一部の金融機関では、預入れ・払戻しの際に後見監督人等の関与を必要とする預金の取扱いも行われています。詳しくは、最寄りの家庭裁判所におたずねください。

Q2

成年後見人が家庭裁判所に報告
利用開始／払戻し・追加預入れ
→ 指示書発行
→ 金融機関で
手続

Q2

後見等事務の報告はどれくらいの頻度で行うのですか？

家庭裁判所は、必要に応じて成年後見人等に後見等事務の状況の報告を求めており、この報告により、成年後見人等が適切に事務を行っているか確認します。
現在、成年後見人等は、一般的には1年に1回、決められた時期に後見等事務の状況を報告するよう求められています。

● 成年後見人等に報酬は支払われますか？

成年後見人等は、後見等事務の状況の報告を求めており、この報告により、成年後見人等は家庭裁判所の許可なくご自身の財産から報酬を受け取ることはできません。
※ 在宅後見監督人についても、家庭裁判所に対して報酬が支払われることになります。

● 住所を変更した場合はどうすればよいですか？

ご本人や成年後見人等の住所を変更したときは、法務局に「変更の登記」を申請してください（申請の手続については、最寄りの法務局におたずねください）。

また、その際には家庭裁判所に連絡してください。

裁判所のウェブサイト（裏表紙をご覧ください。）では、成年後見人等の仕事と責任についてわかりやすく説明した動画も配信しています。

9 後見等の終了

せいねんこうけんせいじ
成年後見制度についてのお問い合わせ先

せいねんこうけんにん
成年後見人等の仕事はいつまで続きますか？

各市区町村の 地域包括支援センター または 社会福祉協議会

成年後見人等の仕事は、ご本人が病気などから回復し判断能力を取り戻すか、ご本人が亡くなるまで続きます。申立てのきつかけとなった当初の目的（例えば、保険金の受領や遺分割など）を果たしたら終わりというものではありません。
なお、成年後見人等を辞任するには、家庭裁判所の許可が必要となります。

せいねんこうけんせいじ
成年後見制度の利用や申立てについてのご相談

障害者の方の相談窓口は、市区町村及び市區町村が設置された指定相談支援事業者となります。

※ 市区町村に中核機関が設置されている場合は、そちらも利用できます。

※ 相談窓口の連絡先などについては、各市区町村の窓口におたずねください。

※ 法定後見制度を利用する際に必要な證書を助成している市区町村もあります。
詳しくは、各市区町村の窓口におたずねください。

法的トラブルで
困ったときのお問い合わせ

日本司法支援センター(法テラス)

<https://www.houterasu.or.jp/>

0570-078374

一般社団法人信託協会リーフレット
について

<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/document/pamphlet.html>

成年後見登記に関する 法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/>

任意後見契約について

<http://www.koshonin.gr.jp/>

成年後見制度の申立てや 手続のご案内

TEL 03-3502-8050

<http://www.courts.go.jp/koukenp/>

裁判所ウェブサイト(後見ポータルサイト)

後見ポータルサイト 検索

※手続のご説明のほか、最寄りの家庭裁判所や申立書式等をご紹介しています。



この回収箱は、資源の循環再生のため、
リサイクルマークを表示します。
令和元年10月 最高裁判所

水防法・土砂災害防止法が改正されました

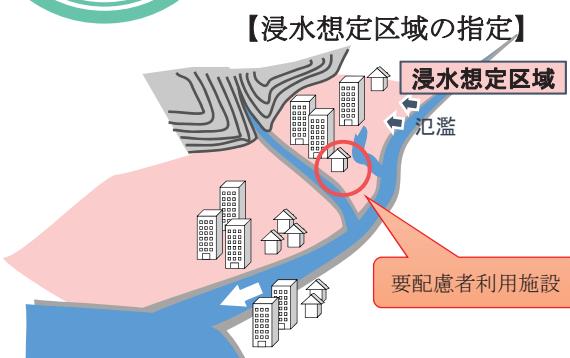
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント！

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施**が**義務**となりました。※市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設 とは…

社会福祉施設、学校、医療施設
その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例え
ば

[社会福祉施設]

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

[学校]

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの）等

[医療施設]

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

※国土交通省水管理・国土保全局のホームページに「避難確保計画の作成の手引き」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

1

避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保**を図るために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制 ➢ 避難誘導 ➢ 施設の整備 ➢ 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認ができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市町村長へ報告する必要があります。

➢ 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。

➢ 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、多くの方が避難訓練に参加することで、より実効性が高まります。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！

避難体制の確認



避難確保計画の作成



職員や利用者への学習会



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関するご質問
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関するご質問

洪水浸水想定区域（国管理河川）	国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 TEL : 086-223-5101
洪水浸水想定区域（県管理河川）	岡山県 土木部 河川課 TEL : 086-226-7479
土砂災害警戒区域等	岡山県 土木部 防災砂防課 TEL : 086-226-7482

法改正に関するご質問

水防法関係 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

資料 1

土砂災害に対する備えを行うために重要な情報や情報の入手方法を記載しています。

各施設利用者への情報発信や各施設の避難計画の作成に利用してください。

資料 2

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域について「土砂災害警戒区域」として指定を行っています。

「土砂災害警戒区域」はおかやま全県統合型 GIS で確認できますので、各施設の地区における土砂災害に対するリスクを確認してください。

おかやま全県統合型 GIS

(<http://www.gis.pref.okayama.jp/pref-okayama/Portal>)

資料 3

要配慮者利用施設を対象とした、「防災情報」に対して「求められる行動」を示したチラシです。

提供する電子データを印刷していただき、施設の職員や施設利用者の目につくところに掲示し、防災情報に対して的確な避難行動ができるよう活用してください。

土砂災害から身を守るために!

土砂災害は、予測の難しい災害ですが、発生する場所や時間はある程度特定することができます。

土砂災害から身を守るために最低限知っておくと良い3つのこと!

1 住んでいる場所の確認!

土砂災害の約6割は、「土砂災害警戒区域」で発生しています。普段から自分の家が「土砂災害警戒区域」にあるかどうか事前に確認しておく事が大事です。また、避難場所や安全な避難経路についても事前に確認しておくことが大事です。

※ただし、土砂災害の4割は、「土砂災害警戒区域」以外でも発生しています。

→お住まいの地域が「土砂災害警戒区域」かどうか、市町村が発行しているハザードマップもしくは、おかやま全県統合型GISから確認できます。

2 雨が降りだしたら「土砂災害警戒情報」に注意する!

土砂災害が発生する多くの場合は「土砂災害警戒情報」が発表されています。雨が降り出したら、防災気象情報(大雨注意報・警報、土砂災害警戒情報等)に注意しましょう。

→防災情報メール配信サービスを行っています。岡山県ホームページからも確認できます。

3 土砂災害警戒情報が発表されたら早めに避難する!

危険な箇所に住んでいる方は、土砂災害警戒情報が出たら早めに近くの避難所などの安全な場所に避難しましょう。また、土砂災害の多くは一階で被災しています。豪雨などでどうしても避難所への避難が困難なときは、次善の策として、近くの頑丈な建物の二階以上に緊急避難したり、それも難しい場合は家中でより安全な場所(例えば、がけから離れた部屋や二階)に避難しましょう。

→「自らの身は自らで守る」という意識を持ち、避難方法等について事前の備えが大切です

岡山県から発信している情報

■お住まいの地域の土砂災害の危険性を確認するためには・・・

【おかやま全県統合型GIS】で検索

<http://www.gis.pref.okayama.jp/map/top/>



裏面もご覧ください

■防災気象情報等を確認するためには・・・

【土砂災害警戒情報】

大雨により土砂災害のおそれが高まったとき、県と気象台が共同で市町村ごとに発表する防災情報を確認できます

<http://www.bousai.pref.okayama.jp/bousai/>



県HPより、「おかやま防災ポータル」をクリック

メールによる配信も行っております。
<http://www.bousai.pref.okayama.jp/bousai/mail/>



おかやま防災ポータルより確認できます。

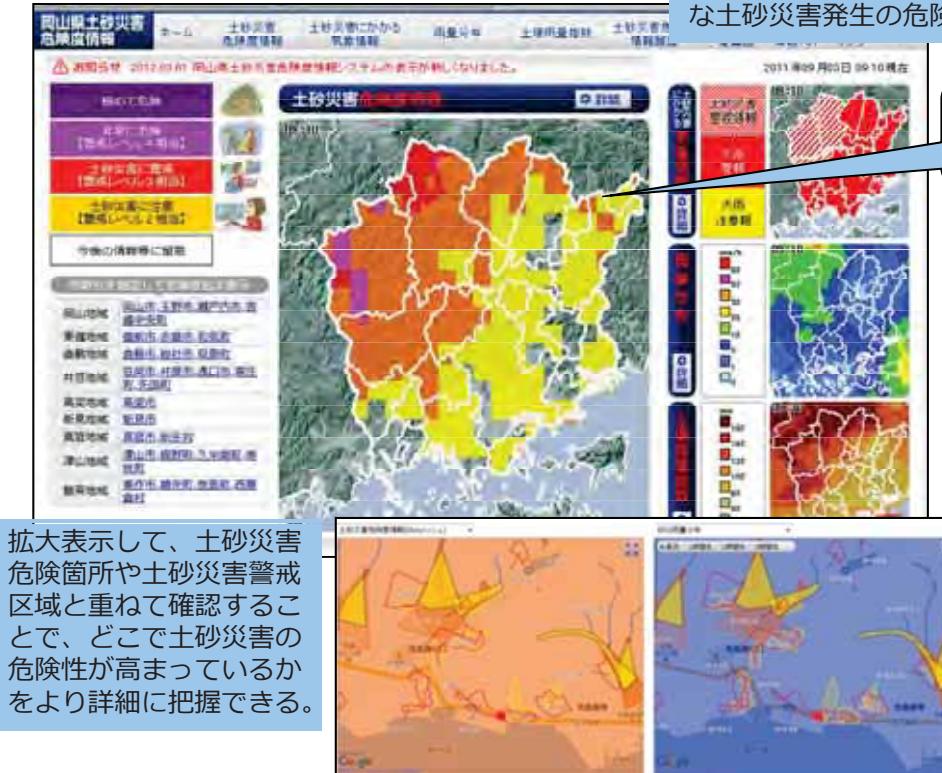


【岡山県土砂災害危険度情報】で検索

<http://www.d-keikai.bousai.pref.okayama.jp/pc/>

土砂災害警戒情報を補足する情報として、地域の詳細な土砂災害発生の危険性をお知らせする情報です

メッシュ毎に危険度（4段階）の着色表示



QRコード



裏面もご覧ください

土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



土砂災害(がけ崩れ、土石流、地すべり)から国民の生命を守るために、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。



基礎調査の実施

都道府県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。

都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します。

土砂災害警戒区域の指定

〈土砂災害のおそれがある区域〉

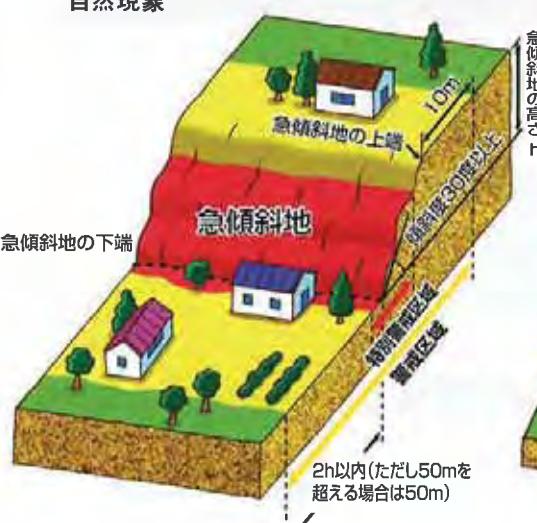
土砂災害特別警戒区域

〈建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域〉

こんな場所が
区域指定の
対象となります。

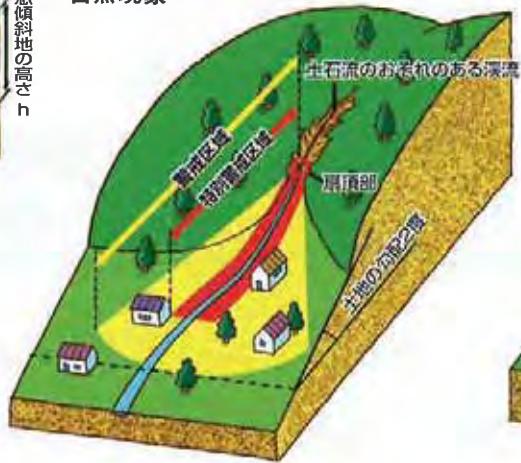
がけ崩れ

※傾斜度が30度以上ある土地が崩壊する自然現象



土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が水と一緒に流下する自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



「土砂災害防止法」で区域に指定されると…



警戒区域では



警戒避難体制の整備

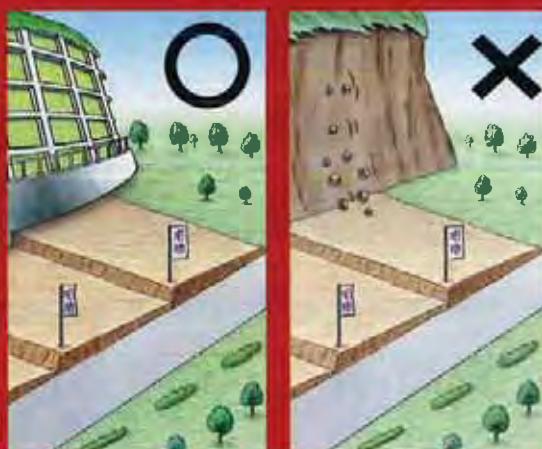
土砂災害から生命を守るために、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。
【市町村】



建築物の構造規制

居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。
【建築主事を置く地方公共団体】

特別警戒区域ではさらに



特定の開発行為に対する許可制

住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。
【都道府県】



建築物の移転勧告

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。
【都道府県】

お問い合わせ先

岡山県土木部防災砂防課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 TEL:086-226-7482

HP:<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/65/>

土砂災害から身を守るために、「日頃の備え」と「早めの避難」を心掛けましょう。

監修：国土交通省砂防部

発行：全国地すべりがけ崩れ対策協議会

「まさか、こんなことに……」とならないために
すいがい どしゃ さいがい せいめい まも
水害・土砂災害から生命を守るには



© 岡山県「ももっちゃん」

ほうさい じょうほう たい てきかく ひなん こうどう 防災情報に対して的確な避難行動を！

もと こうどう 求められる行動

へいじょうじ 平常時

じちうそん はっぴょう はつれい
市町村が発表・発令する
ひなん かん じょうまう
避難に関する情報

ひなん じゅんび
避難準備・
こうれいしゃ とう ひなん かいし
高齢者等避難開始



© 岡山県「うらっちゃん」

ひなん かんごく
避難勧告

ひなん しじ きんきゅう
避難指示（緊急）

しせつ ぱしょ きけん
施設がある場所にどのような危険があるかハザードマップ
しら ひなん まうまう はな あ
などで調べたり避難の方法を話し合っておきましょう。※1

きしょう じょうまう かせん じょうまう ちゅうい
気象情報・河川情報などに注意し
ひなん じゅんび
避難の準備をおこないましょう。※2

ひなん かいし
すみやかに避難を開始してください。

おおあめ ぼうふう おくがい ひなん きけん ばあい
大雨や暴風で屋外への避難がかえって危険な場合
あんぜん たてもの かいいじょう がけ はな へや たいひ
安全な建物の2階以上にある崖から離れた部屋で待避 ※3

かてもの いち かてもの こうぞう すけ しんすい しらう じゅうきょう いな
「建物の位置」や「建物の構造」、「既に浸水が生じている状況なのか否か」によって
かための ひなん ひつようせい こよ れいせい ほんがん じゅうよう あいがい いのち まも
「建物外避難」の必要性は異なりますので、冷静な判断が重要です。災害から命を守る
こができる行動を考えておきましょう。

ただ ひなん かんりょう
直ちに避難を完了してください。

じゅうだい さいがい お かのうせい ひじょう たか
重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。
ただ み まも さいせん つ
直ちに身を守るために最善を尽くしてください。

※1 市町村のハザードマップ、おかやま全県統合型GISなどから、建物がどのような場所にあるか避難場所はどこなどを調べることができます。

※2 気象台の発表する大雨注意報、大雨警報や岡山県・気象台の発表する土砂災害警戒情報、岡山県の提供する水位の情報などを岡山県のHP、

ラジオ、テレビ、インターネットなどで入手することが早めの避難行動に役立ちます。

● ほうさい じょうほう はいしん とうろく かくしゅ きしょう じょうまう ひなん じょうまう はいしん う
防災情報メール配信サービスに登録すると、各種の気象情報や避難情報をメールで配信するサービスを受けることができます。

けんさく ほうさい けんさく せんたく みぎした
検索サイトから「おかやま防災ポータル」で検索しトップメニューの「おかやま防災情報メール」を選択するか、右下のQRコードから
から さくしん しじ いたが とうろく とうそくりょう むりょう つしんりょう べつと
空メールを送信し、サイトの指示に従って登録してください。登録料は無料です。（通信料は別途かかります。）

岡山県 知事直轄 危機管理課
岡山県 保健福祉部 保健福祉課
岡山県 土木部 河川課
岡山県 土木部 防災砂防課

086-226-7293
086-226-7317
086-226-7478
086-226-7482



防災情報メール配信サービス
QRコード

安心への
第一歩!

防災情報 メール配信サービス

いつでも、どこでも
あなたを守る
最新の防災情報が
手に入る!



警報・注意報

気象台が発表する
大雨、洪水等の
警報・注意報を
お知らせ

地震・津波情報

岡山県内で観測された
地震情報や津波情報を
お知らせ



雨量等観測情報

水害への
備えに役立つ
雨量・河川水位・潮位
観測情報をお知らせ



避難情報

お住まいの市町村の
避難勧告
避難指示等を
お知らせ



天気予報

お出かけ前や外出中など
気になる天気予報を
お知らせ
5時、11時、17時の
1日3回の配信



登録してね!



おすすめ防災情報

登録に迷ったら次の情報の登録をお勧めします。

- 避難情報、地震・津波情報、土砂災害警戒情報
- お住まいの地区的気象警報

※好みで天気予報を登録しておくと便利です。

登録無料

通信料は別途必要です。

アクセス方法

●検索サイト

岡山県 防災 で検索
[岡山県総合防災情報]を選択

●URLを入力

<http://www.bousai.pref.okayama.jp/bousai/>
を入力

●QRコード

携帯電話の場合は、右のQRコードを
読み取っても接続できます。



登録方法

①空メールの送信
「防災情報メール配信」を選択して
空メールを送信。

②登録メールの受信
自動的に送られてくるメールを受信。
受信したメールの本文のURLを選択。

③設定&登録完了
受信したい情報や地域を選択。
最後に登録ボタンを押して完了。

(2) 防犯対策

雇児総発 0915 第 1 号

社援基発 0915 第 1 号

障障発 0915 第 1 号

老高発 0915 第 1 号

平成 28 年 9 月 15 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

(公印省略)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

(公印省略)

厚生労働省老健局高齢者支援課長

(公印省略)

会福祉施設等となることの両立を図る上では、社会福祉施設等の規模や、入所施設や通所施設などの施設の態様を問わず、その状況に応じて、日頃から、①設備の整備・点検、職員研修など社会福祉施設等が必要な取組みに努めることはもちろん、②関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくことなどの備えをすることが重要です。

つきましては、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資するため、今回の事件の検証を踏まえ、現段階で必要と考えられる別添の点検項目を整理しましたので、下記の事項にも留意の上、管内市町村及び社会福祉施設等に対し周知をし、取組みを図るよう連絡よろしくお願いいたします。

また、別添の点検項目については、引き続き、社会福祉施設等に係る関係者や防犯に係る安全確保の専門家などからの意見を踏まえ、追加・修正を行う場合があることを申し添えます。
なお、本通知については、警察庁からも都道府県警察本部に周知いたしました。
また、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言に該当するものです。

記

1. 地域と一体となつた開かれた社会福祉施設等となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るためにには、当該施設の防犯設備による補完・強化はもとより、日頃から利用者が地域に出て活動し、ボランティア、地域住民、関係機関・団体等と顔の見える関係づくりをして、一人ひとりの存在を知つてもらうことが極めて重要である。そのため、施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むことが重要である。また、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出来たりすることのないよう留意すること。
2. 防犯に係る安全確保に当たっては、都道府県、市町村と各社会福祉施設等は、企団的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策（例えば、不審者情報について、夜間、休日を含め迅速な連絡・情報交換・情報共有が無理なくできる体制づくり等）を検討すること。

また、都道府県・市町村においては、各社会福祉施設等と、管内の警察、福祉事務所、児童相談所、保健所等の関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員その他各種関係団体等との間の連携体制を構築するため、定期的な意見交換の場を設定したり、防犯などに係る研修会・勉強会を実施したりするなどし、防犯に係る安全確保のための協力要請や情報交換が容易になるよう配意すること。加えて、近接する都道府県・市町村間等（交通事故や不審者等の生活圈等に鑑み、必要に応じ、都道府県境を越える場合を含む。）で不審者等に関する情報を相互に提供しあう体制を構築すること。

（別添）

社会福祉施設等における点検項目

1. 日常の対応

- （1）所内体制と職員の共通理解
- 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員（嘱託の警備員等を含む。以下同じ。）の護身を含め、防犯に係る安全確保に關し、職員会議等で取り上げる等により、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。
 - 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。
 - 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の入りができる場所と立入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。
 - 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。
 - 来訪者に“どこへ行かれますか？”“何かお手伝いしましょうか？”といった声かけをするところとし、実践しているか。
 - 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。
 - 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。
 - 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。
 - 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。
 - 万一小の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。
 - 緊急事態発生時に、利用者に動搖を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合

言葉」をあらかじめめておき、職員に周知しているか。

- (2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携
- 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共用化など、連携して連絡・情報交換・情報共有ができる体制となっているか。
また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。
 - 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。

(3) 施設等と利用者の家族の取組み

- 利用者に対し、犯罪や事故から身を守るために、施設等内外における活動に当たつての注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。
- 地域との協同による防犯意識の醸成
- 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。
- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。

(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

- 利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。
 - ① 警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策（そのような対策をしていていることを施設内に掲示することも含む）
 - ② 対象物の強化（施設を物理的に強化して侵入を防ぐ）
 - 例：玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。
- 防犯性能の高い建物部品（ドア、鍵、サッシ、ガラス、シャッター等）に交付する。

換する。

- (2) 接近の制御（境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ）
- ③ 道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。
 - 例：道幅と敷地への出入口を限定する。
 - 敷地や建物への出入口を限定する。
 - ④ 監視性の確保（建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ）
 - 例：夜間等、人の出入りを感じせるセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照 明環境の整備を行う。
 - 植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。
 - 防犯カメラを設置する。
 - 門扉や窓い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。
 - 施設管理上重要な設備（例えば、電源設備など）への施錠その他の厳重な管理と、その施錠等の管理の状況を毎日点検しているか。
 - 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないように対する対策を講じているか。
 - 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時ににおける安全確保
 - 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。
 - 来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等をしているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途上で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。
 - 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。
 - 施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。
 - 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。
 - 施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示している

- 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。

2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

- (1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制
 - 施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。
 - ・ 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管轄等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。
 - ・ 事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。
 - ・ (利用者の年齢や心身の状態に応じて) 利用者に対して、また、その家族に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。
 - ・ 利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。
 - ・ また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。
 - ・ 利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1. (5) の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。
- (2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等
 - 施設等内に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をとする体制を整備しているか。
 - ・ 不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的なそれがあると判断し

- た場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに連絡する。
- ・ 事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者を動搖させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。
- ・ 不審者に対する利用者から離れた場所に移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉遣い等に配意したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。
- ・ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。
- ・ 不審者の入りを受けつつ重大な結果に至らなかつたときであっても、再度の入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えるとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記(1)の体制を確保する。